

スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2023年2月22日発行 第143号

第37回国際障害者年連続シンポジウム・京都市居宅介護等事業連絡協議会、JCIL 合同企画

障害のある子どもたちの今とこれから【暮らし、支援、教育】

障害のある子をもつ親からの発言、本体メンバーとピープルファースト京都のメンバーの学校生活についての発表などがあり、とても良い内容でした。

YouTube に up していますのでぜひご覧ください。

2 回目は 2/28(火)にあります。

次号のスキマで内容の報告や感想などを掲載予定です。



「感染症対策チームより マスク着用継続のお願い」

平素より新型コロナウイルス感染症予防にご協力いただきありがとうございます。

すでに報道等にある通り、行政の指針として3月13日より、マスク着用については「個人の判断が基本」となると言われています。

一方で、厚労省より、「医療機関や高齢者施設等における対応」について、

「高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること」との指示も受けています。(令和5年2月10、14日厚生労働省事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/001056974.pdf>、<https://www.mhlw.go.jp/content/001058421.pdf>)。

そのため、重症化リスクの高い利用者が多数おられる当事業所の介助現場においても、引き続き、原則、勤務中のマスク着用をお願いしたいと思います。

もちろん、別室待機時など感染リスクが想定されない場合はその限りではないと思いますので、対応に悩まれる場合は、感染症チーム等にご相談ください。

行政の取り扱いが変わりましても、非常に感染力が強く時に重症化リスクをもたらす感染症であることには変わりないため、勤務中の感染予防については、今後とも継続していただくよう、どうぞよろしくお願いします。

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：岡山・春木

TEL : 075-682-7950 E-mail : jcil-kyoto@jcil.jp U R L <http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

いよいよ判決！

滋賀県旧優生保護法情報公開請求訴訟 裁判傍聴へのご協力をお願いします

第13回公判の案内です。

二年間闘ってきた審議、いよいよ判決です。

一人でも多くの方に一緒に判決を聞いてほしいと思っています。ご協力をお願いします。香田

今までの裁判の経過

旧優生保護法による強制不妊手術が行われた経緯や詳細が書かれている資料を京都新聞社が滋賀県に対して開示請求しましたが、滋賀県からの開示資料は殆ど黒塗りで皆無に等しいものでした。

一人でも多くの被害者の救済、二度とこのような人権侵害を起こさないためにも情報公開が必要不可欠であることを訴えてきました

裁判は二年に渡り審議され、今回が判決です。一人でも多くの方々に来て頂きたいと思います。

裁判傍聴と報告会の日時と申込方法

日時：2023年3月24日（金）11時30分開廷

場所：大津地方裁判所本館 101号法廷

（本館ロビーにて1時間前に傍聴整理券が配布されます。多数の場合は抽選となります。）

大津地裁での傍聴が終わってから隣接する逢坂市民活動センター大会議室に於いて、判決後、報告集会を開催します。内容は、弁護団からの判決内容の説明と評価、原告の思い、支援者からの連帯の発言などです。

新型コロナウイルス感染予防のため、定員がありますので参加予定の方は恐れ入りますが下記連絡先までご連絡ください。

☆車いすでの傍聴希望の方は、3月10日までにご連絡ください。

☆情報保障（手話通訳・文字通訳など）が必要な方は、3月6日までにご連絡ください。（尚、ご希望に添えないこともあります）

ご不明な点などございましたらお気軽にご相談ください。

報告会はオンライン配信を行いますので、参加希望の方は名前とメールアドレスを記入してメールで下記の申込先に申し込んでください。

後ほど、報告会参加のURLを送らせていただきます。

[裁判傍聴当日の情報保障のご協力のお願い]

報告会の時にオンラインで行うので、サポートして頂けるボランティアを募集しています。詳細は下記の申込先まで。

※申込先

村田恵子

携帯:090-8886-9377

Email: miyabi-kyotojapan@docomo.ne.jp

